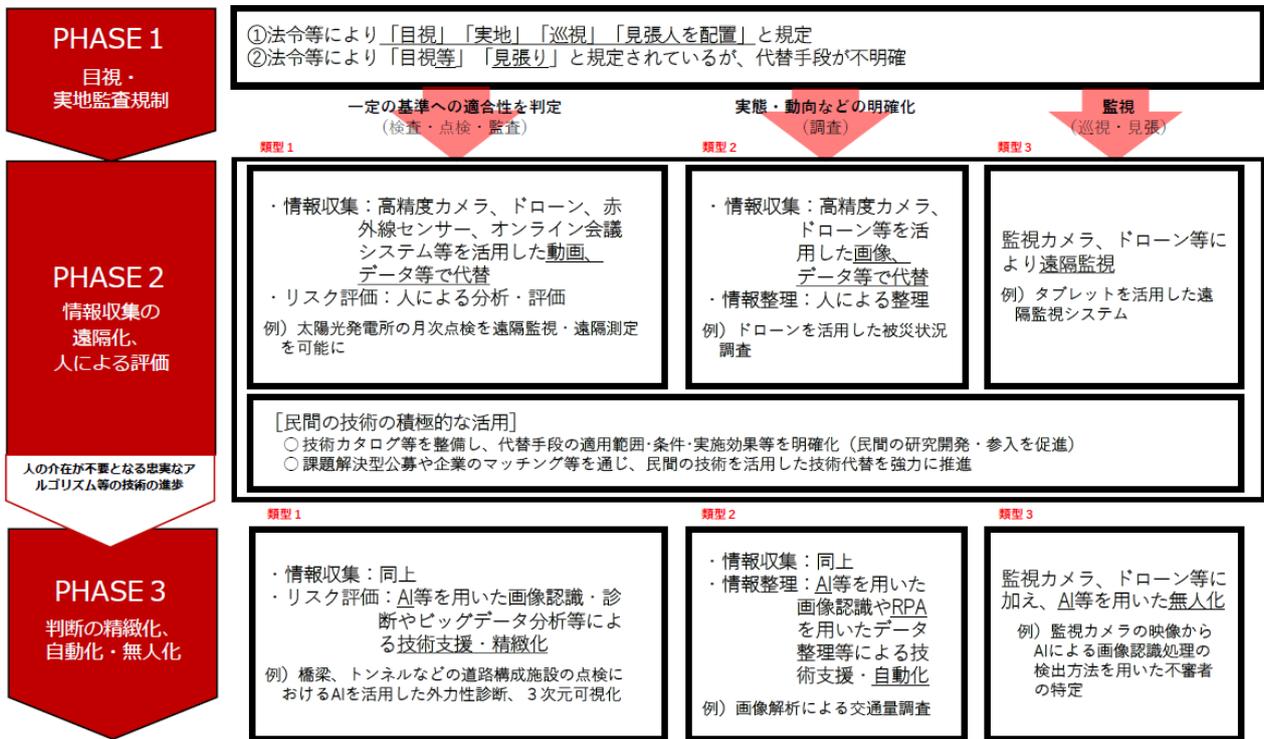


# 国における各規制の類型化・フェーズの確認作業について

## 「目視・実地監査」規制の類型化・フェーズ（案）説明資料

「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」（令和3年12月24日閣議決定）には、5つのデジタル原則が定められている。本説明資料は「①デジタル完結・自動化原則」（書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること）に基づき、「目視・実地監査」に関する類型化・フェーズ案の確認作業の詳細について説明する資料である。

### <「目視」「実地監査」規制の類型化とフェーズ>



## 1. 背景

業務のデジタル化を実現する上では、人が具体的に視認する範囲までの移動、立入り等の対応ために移動、現地への滞在等が必要になる規制が弊害となる。

例えば、施設等の安全管理や、目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査については、人が目視、打音によって点検、検査等を行うことを原則としている規制が多い。人手不足が深刻化している業界は多く、こうした目視等の規制をデジタル技術の活用を前提に緩和できれば、移動時間の削減等により労働生産性の向上や人手不足の緩和、イノベーションの創出につなげることができる。

遠隔での業務の徹底や自動化を行うためには、基本的に動画、カメラ画像等で代替を行うなど、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を用いて必要な情報を収集し、AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータの分析、常時監視等によって、リスク評価の精緻化を行うことで、一律の手法による規制を見直すべきである。また、人力がなければ判定が難しい限定的な場合に限って目視、立入り等を実施することで足りるといった内容に改正することも考えられる。

例えば、石油化学コンビナート等の高圧ガス施設においては、これまで完成・保安検査の検査方法は目視とされてきたが、カメラを搭載したドローン等を活用した検査が可能となっている。

## 2. 「目視・実地監査」規制の定義

「目視」規制は、現地での点検や調査等の際に、人が赴き、目で見て確認等を求めている規制、「実地監査」規制は、人が現場に赴き、書類や建物を人の目で確認すること等を求めている規制とする。検討対象となる文言は、「目視」「実地」「巡視」「見張」「検査」「点検」「監査」「調査」などがあげられる（それ以外でも人が実地で確認・調査等することを義務付ける法令等は対象となる）。

## 3. 規制の PHASE について

### PHASE 1 目視・実地監査規制

①法令等において特定の者が現場で確認等することを課しているもの、及び②情報収集の遠隔化が許容されているかが民間の視点から不明確なもの（解釈上許容されていないものも含む）は PHASE 1 とする。なお、現場での確認等が義務付けられていないものの、許容されているか否かが不明確なものも対象とする趣旨は、許容されているか否かが不明確な場合、運用上新たな技術が許容されていないケースや事業者の解釈として保守的に運用されてしまうケースがあり、様々な技術が許容されることを明確に記載することが必要と考えるためである。

- (1) 上記①「現場で確認等することを課しているもの」として、(i) 法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」などと規定しているものがあげられる。これには、法令に規定がなくとも、通知・通達等で現地での確認等を課しており、遠隔による情報収集手段を認めていない場合も含まれるものとする。
- (2) 次に、上記②「情報収集の遠隔化が許容されているかが民間の視点から不明確なもの」として、(ii) 法令等で「目視等」「目視その他の適切な方法」「見張り」などと規定しているが代替手段が不明確なものがあげられる。これには、法令等において現場での目視による確認以外の手段が許容されているか否かが不明確であるものの他、事例集や要領等において例示が掲載されているものの、当該例示された手段以外でも同じ目的を達成するために相当な手段を認める旨の明確な記載がないものは、技術的中立性が担保されておらず代替手段が不明確なものとして、PHASE 1 に分類する。

例えば、「簡易な計測機器等による測定」「動作確認」などと目視以外の方法を文言上は許容しているが、運用上は遠隔による手法は認めていない場合も PHASE 1 に分類される。また、法令上は「目視その他適切な方法」と規定し、点検要領等においてドローンの活用が明示的に位置付けられているが、例示された手段以外でも目的達成のために相当な手段を許容する旨の明示的な記載がない場合も、PHASE 1 にとどまるものといえる。

加えて、現場での確認以外の手法を認めている場合であっても、規制内容が、必要な技術的要件を詳細に定める仕様規定であるような場合は、技術中立的なものとはいえないため、PHASE 1 に分類される。

### PHASE 2 情報収集の遠隔化、人による評価

法令等の文言などに着目し、PHASE 1 の「目視・実地監査規制」は以下の通り 3 つに類型化でき、当該類型ごとに、情報収集の遠隔化を許容するもの（情報収集を踏まえたリスク評価は人による分析・評価を要する）を PHASE 2 とする。

- (1) 「検査・点検・監査」

一定の情報収集を行った上で、法令等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断する必要があるものをいう。「検査・点検・監査」の PHASE 2 は、情報収集（法令等が求める一定の基準への適合性について判定・判断するための情報を得ること）とリスク評価（得られた情報等に基づき最終的な適合性判定をすること）に分けられ、情報収集については高精度カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替できることが法令等で明確化される一方、リスク評価は人の判断に委ねるものとして、これを類型 1 とする。

(2) 「調査」

実態・動向などを明確化し、その後の監督等、一定の政策的判断のために行われるものであり、一定の情報収集及び収集した情報の整理と位置付けることができる。(1)の「検査・点検・監査」が一定の基準に適合するか否かを判定するものであるのに対し、「調査」は情報収集及び収集した情報の整理に留まる点が異なる。

「調査」の PHASE 2 は、高精度カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替できることが法令等で明確化される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）とし、これを類型 2 とする。なお、例えば、統計調査の調査員による調査は、調査票を配布・督促等を目的とした業務であり、人・モノ・場所の状態や性質・性能を、現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させるものではないため、これに該当しない。

(3) 「監視（巡視・見張）」

ある人又はある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、その行為の目的とするところを達成するのに不相当でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目することをいう。「監視」と「検査・点検・監査」「調査」とは、「監視」が一定期間内において常時注目することが義務付けられるものである点で異なる。「監視」の PHASE 2 は、情報収集を監視カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替することが法令等で明確化されている一方、違法性や安全性等の判定を人が行うものとし、これを類型 3 とする。

なお、類型 1、2、3 を明確に区分できないことも想定される。例えば、実態の調査を行うものの、同時に検査を行う場合なども考えられる。この場合、法令の主たる目的により、いずれかに類型化するものとする（調査と検査を行うものであれば、通常、調査は検査の手段であり検査が主たる目的であると考えられる）。

### PHASE 3 判断の精緻化、自動化・無人化

上記の PHASE 2 に加えて、AI 等の進歩を勘案し、リスク評価、情報整理、違法性・安全性等の特定が AI 等により全部又は一部可能である場合を PHASE 3 と定義する。

(1) 「検査・点検・監査」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替される一方、リスク評価は人の判断に委ねられるものであるが、後者のリスク評価についても全部又は一部が AI 等により自動化・無人化され、人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制を PHASE 3 とする。

例えば、AI 等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等により技術支援やリスク評価の精緻化のために、AI 等を用いることが許容されている事例があげられる。

具体的には、道路橋や道路トンネルなどの点検では、「点検支援技術性能カタログ」において、標準項目に従い、各技術の性能値を整理・掲載している（道路法第 42 条第 2 項、道路法施行令第 35 条の 2、道路法施行規則第 4 条の 5 の 6 第 1 項第一号、道路橋定期点検要領、新技術利用のガイドライン、点検支援技術性能カタログ参照）。この技術には、撮影した写真から「ひびわれの自

動検出」と「ひびわれ幅の自動計測」を AI を活用した画像解析で行う画像計測技術に加え、マイクにより収集した打音を自動変状抽出システムによって音響解析と AI による変状自動抽出を行う非破壊検査技術などが掲載されており、PHASE 3 に分類される。

(2) 「調査」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替できることが許容される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）であるが、PHASE 3 は、後者の収集した情報の整理も、全部又は一部が AI 等による技術支援・自動化により、人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。

(3) 「監視（巡視・見張）」

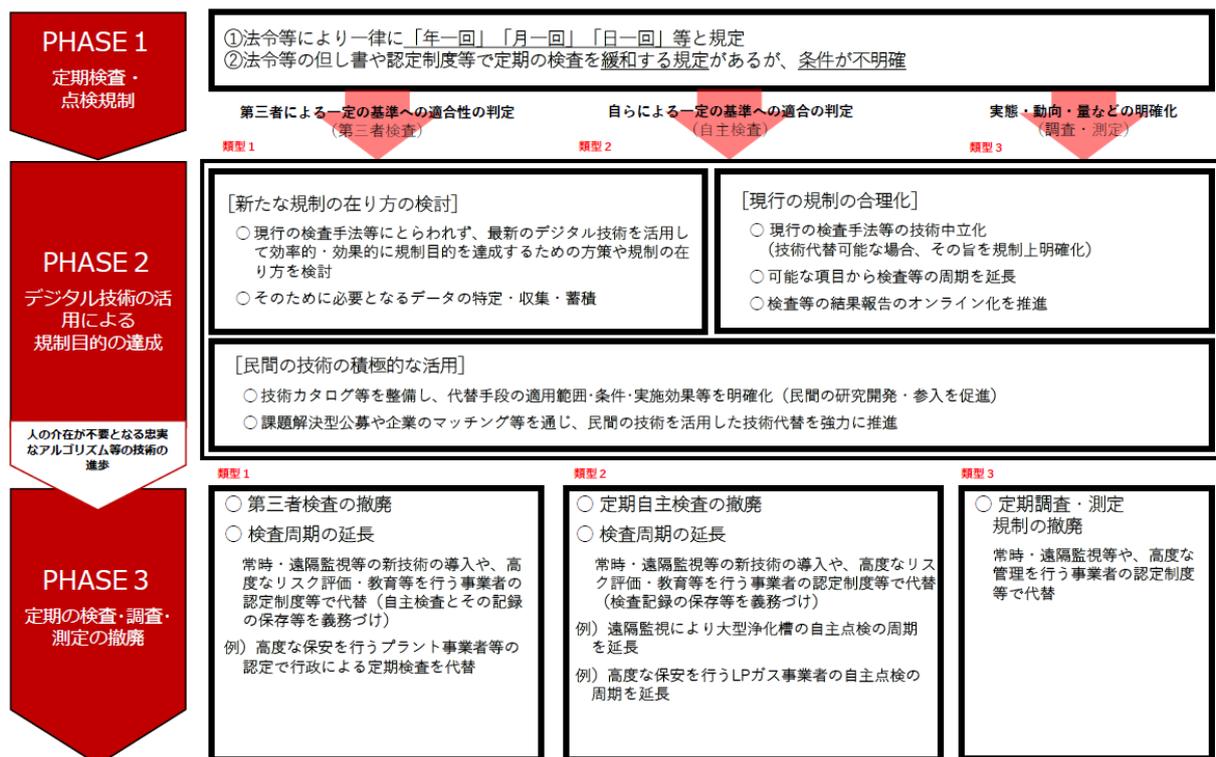
PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替できることが許容される一方、違法性や安全性等の判定を人が行うものであったが、PHASE 3 は、後者の違法性や安全性等の判定についても、全部又は一部が AI 等による判定により人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。

なお、PHASE 3 における新技術の活用は、あくまでも技術支援や評価の精緻化のために活用するものであり、最終的な責任は人が負うことが前提であるため、EU データ保護規則（GDPR）第 22 条「自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利」のような「AI のみによる判断ではなく人間の介在を求める」という議論には抵触しない。

# 「定期検査・点検」規制の類型化・フェーズ（案）説明資料

「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」（令和3年12月24日閣議決定）には、5つのデジタル原則が定められている。本説明資料は「②アジャイルガバナンス（機動的で柔軟なガバナンス）原則」（一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること）に基づき、「定期検査・点検」に関する類型化・フェーズ案の確認作業の詳細について説明する資料である。

## ＜定期検査・点検」規制の類型化とフェーズ＞



### 1. 背景

施設や設備等の定期検査・点検については、特に人手不足が深刻化している業界においては、大きな負担となっている。デジタル技術の活用を前提とし、検査周期の延期等の見直しを行うことができれば、移動時間の削減等による労働生産性の向上や人手不足の緩和、イノベーションの創出につなげることができる。

IoT 技術を活用したり、リスク評価等を行う事業者が保守点検を行う場合や、遠隔監視等が可能な場合については、必要に応じて事業者の安全管理体制に対して一定の基準を設けるなどしつつ、検査周期を延期することが考えられる。これにより、安全性等を確保しつつも、規制を技術の進展を踏まえて適正化し、経済の生産性向上につなげることが可能となる。

### 2. 「定期検査・点検」規制の定義

一般に、「点検」とは「一々について検査すること」、「検査」とは、「調べること」と定義されており、「定期検査・点検」規制では、一定の期間に（一定の頻度で）検査や点検、調査、測定を行うことを求める規制を点検・見直しの対象とし、下記の分類を行う。対象となる文言は、「定期」「年一回」「月一回」「日一回」「期間ごと」などがあげられる（それ以外でも一定の頻度で検査等を行うことを

求めるものは対象となる)。

### 3. 規制の PHASE について

#### PHASE 1 定期検査・点検

①法令等において一定の期間に検査を行うことを求めるもの、及び②定期検査を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なもの(緩和を許容する趣旨がIoT等の新技術の導入や遠隔監視、リスク評価等を行う事業者が保守点検を行う場合等、デジタル原則に適合する手段の活用によるものではないものを含む)は PHASE 1 とする。

なお、緩和の条件が不明確なものも対象とする趣旨は、緩和条件が不明確な場合、運用上新たな技術が許容されていないケースや事業者の解釈として保守的に運用されてしまうケースがあり、様々な技術が許容されることを明確に記載することが必要と考えるためである。

また、法令等で「調査」「測定」と規定されているものについては、調査・測定手法がオフライン(アナログ)で実施されるものについては、PHASE 1 に該当して整理することとする。

- (1) ①法令等において一定の期間に検査を行うことを求めるものは、法令等において、「年一回」「月一回」「日一回」等と一定の期間に検査を行うことを規定し、通知達等においても検査周期の延長等の緩和措置が認められていないものである。例えば、指定検査機関の行う検査は、毎年一回受けることが義務付けられている場合などが PHASE 1 に分類される。
- (2) 次に、②定期検査を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なものは、緩和措置があつたとしても、その条件が不明確(「不明確」とは、例えば、指針・ガイドラインにおいて緩和が認められる客観的な条件が漏れなく列挙されていない場合をいう。)な場合や、当該措置の適用条件がある特定の技術を用いる場合でしか適用を受けることができないような場合(いわゆる仕様規定)には、技術中立的な規制とはいえないため、当該規制も PHASE 1 として分類する。

また、法令等のただし書などで、定期検査を緩和する規定があっても、緩和を許容する趣旨がデジタル原則に適合する手段の活用によるものではないものも、PHASE 1 に該当して整理することとする。

例えば、検査証の有効期間の満了後も継続して使用する場合に検査を受けることが義務付けられているところ、初回検査については、検査証の有効期間が延長されている場合、当該延長はIoT等の新技術の導入や遠隔監視等による検査周期の延長ではないと考えられるため、PHASE 1 に分類される。

#### PHASE 2 検査周期の延長等

「定期検査・点検」規制は、検査等による適合性判定の実施主体に応じて、第三者による一定の基準への適合性の判定(第三者検査)を類型1、自らによる一定基準への適合性の判定(自主検査)を類型2に分けることとする。また、検査等は、適合性判定だけでなく、統計等のモニタリング調査や、モノ等の数値を図って表す測定等、実態・動向・量などの明確化のために行われるもの(調査・測定)もあり、これを類型3とする。これら類型1、2、3が PHASE 2 となる条件は以下のとおりである。

- (1) 類型1の第三者検査(例えば都道府県が行う検査)は、緩和措置が法令等で明確化されているものである。IoT等の新技術の導入や、リスク評価等を行う事業者が保守管理を行うなど一定の基準の下、検査周期の延長が法令等で明確化されているものがこれにあたる。なお、リスク評価等を行う事業者とは、法令等が求めるリスク管理等の措置を適切に実施している事業者を意味する。
- (2) 類型2の自主検査も、①第三者検査と同様、緩和措置が法令等で明確化されているものである。遠隔・常時監視等により、検査周期が延長されているものがこれにあたる。例えば、遠隔監

視技術の活用による大型浄化槽の点検周期の延長（浄化槽法第 10 条第 1 項、環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条第 3 項、令和 3 年環境省告示第 59 号参照）、LP ガス保安の高度化に取り組む事業者の点検・調査周期の延長（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 9、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 50 条、同規則第 50 条の 2 参照）などが、PHASE 2 に分類される。

- (3) 類型 3 の調査・測定については、IoT、ドローン、センサー等の新技術を活用することなどにより、法令等で一部オンラインによる実施が認められている場合がこれにあたる。

### PHASE 3 規制の代替による定期検査規制の撤廃

上記の PHASE 2 について、IoT 等の技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合など、一定の基準を法令等で明確化することで、定期検査を免除または撤廃するものが PHASE 3 に分類される。高度なリスク評価・教育等を行う事業者とは、高圧ガス保安法等におけるスーパー認定事業者制度（高圧ガス保安法第 20 条第 3 項第二号、同法第 35 条第 1 項第二号、同法第 39 条の 8、高圧ガス保安法施行令第 10 条ただし書参照）等が想定される。

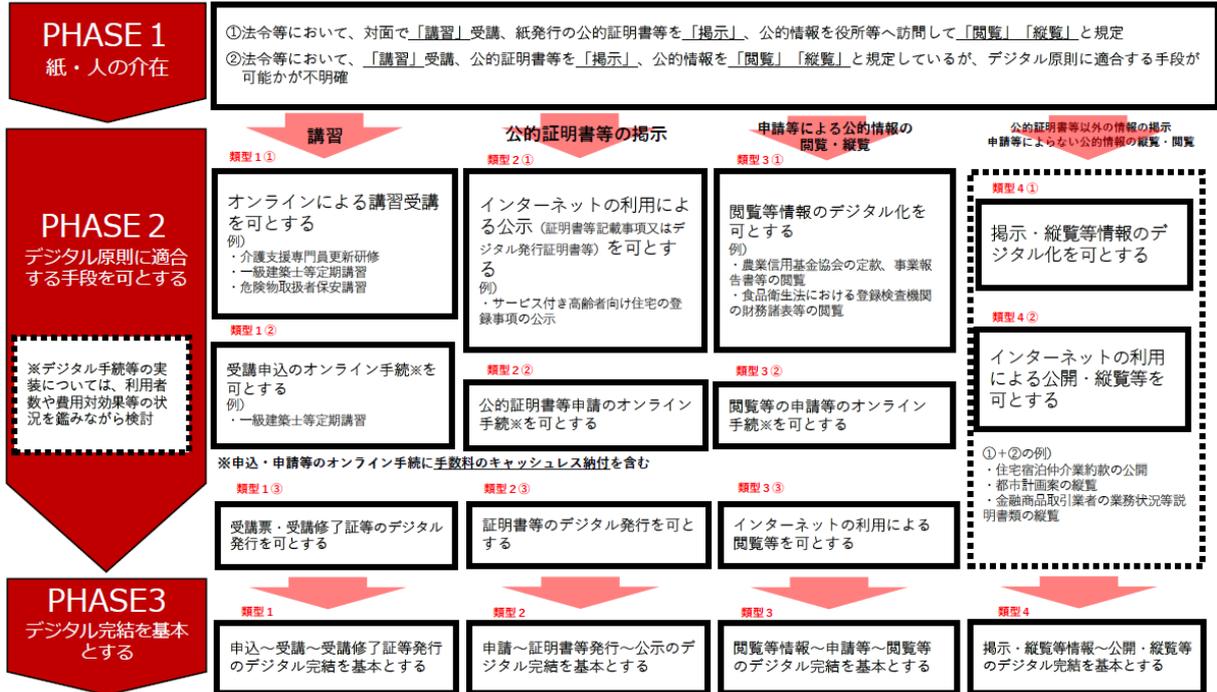
なお、定期検査規制が法令等のただし書などで免除されていても、免除可能な場合を IoT 等の技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合と規定するなど、デジタル原則に適合する手段の活用による一定の基準を法令等で明確化することで、定期検査を免除するものでなければ、PHASE 3 に分類されない。

例えば、定期自主検査の一年以内ごとに一回の定期検査について、一年を超える使用しない期間については検査義務を免除している場合などが、デジタル原則に適合する手段の活用に当たらないため PHASE 1 として整理される。

# 「公的な証明書・講習・閲覧に対面・書面を求める規制」 の類型化・フェーズ（案）説明資料

「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」（令和3年12月24日閣議決定）には、5つのデジタル原則が定められている。本説明資料は「①デジタル完結・自動化原則」（書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること）に基づき、「公的な証明書・講習・閲覧に対面・書面を求める規制」に関する類型化・フェーズ案の確認作業の詳細について説明する資料である。

## ＜「対面講習」「書面掲示」「往訪閲覧・縦覧」規制の類型化とフェーズ＞



### 1. 背景

書面や目視、常駐等の規制の他にも、公的な証明書等を「掲示」する方法として物理的な掲示のみしか許容されていないもの、講習をオンラインで実施することが許容されておらず対面で開催することが求められているもの、閲覧や縦覧を対面や書面によるもの限定し、オンラインによる実施を認めていないものがある。

現在では、マイナンバーカードを中心とした本人確認手段の技術発展により、セキュリティを確保した上でのインターネット利用が可能となってきたほか、ビデオ会議システムの発達・普及により、オンライン対応が可能な社会環境が形成されてきている。

このような社会環境下で、公的証明書、講習、閲覧・縦覧における対面・書面規制が撤廃され、オンラインによる実施が許容された場合、公的証明書の取得及び閲覧・縦覧のために公的機関等の事務所に訪問すること、講習を受講するために会場に移動することが不要となり、移動時間の削減等による経済社会の生産性の向上に資することが期待される。

そのため、こうした対面・書面規制についても、一律に見直しを行うべきである。

## 2. 「公的な証明書・講習・閲覧に對面・書面を求める規制」の定義

公的な証明書・講習・閲覧に對面・書面を求める規制を以下の類型により検討する。

### (1) 講習

講習とは、一般に、特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるため行われる講義又は実習とされる。ここでは、法令等で国家資格等の取得、更新等のために受講することとされている講習を、オンラインではなく対面で行うことを求めている規制を対象とする。

法令において明示的にオンラインによる実施を認めないとしている事例は少ないと考えられるが、実施会場の場所を報告することが義務付けられている等、実質的にオンラインによる実施が認められていない事例は多い。例えば、食品衛生管理者の講習会（食品衛生法第48条第6項第4号）は、講習会実施者が「講習会場の名称及び所在地」を記載した書面を都道府県知事に提出することとされており（食品衛生法施行規則第57条第4号）、実質的にオンラインによる実施が許容されていないと考えられる。

### (2) 公的証明書等の掲示

掲示とは、一般に、一定の事柄又は物を、一定の場所に來合わせる人々に周知させる目的で、その場所に掲げることとされる。ここでは、対面での確認や書面（紙面）により発行した国家資格等の公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示することを求めている規制を対象とする。

### (3) 申請による公的情報の閲覧・縦覧

申請に応じて公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制を対象とする。

なお、一般的な用語としては、「縦覧」は、物をだれにでも自由に見せる定めがある場合にこれを見ることであり、主として書類、名簿等について、異議の申立ての機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合に多く用いられている。「閲覧」も、物を見るということであるが、通常申出をまって利害関係者又は請求者に調べてみる機会を与える場合に多く用いられる。そのため、申請に応じて書面等を見せる場合は通常「閲覧」という文言が利用されているが、若干「縦覧」という文言が用いられている事例もある。そのため、「閲覧」「縦覧」といった文言に関わらず、申請に応じて書面等を見せる行為については、広く本類型の対象とする。

### (4) 公的証明書等以外の情報の掲示、申請によらない公的情報の縦覧・閲覧

(2)は掲示対象が公的証明書等の場合を対象としているが、本類型は公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場所等へ掲示し見せる場合を対象とする。

また、(3)は申請に応じて見せる場合を対象としているが、本類型は申請によらずに広く一般又は一部の者に見せる場合を対象とする。本類型については、一般に「縦覧」という用語が利用されていることが多いが、公衆に見せる場合も「閲覧」という文言が利用されている事例もあるため、利用されている文言にかかわらず、申請によらずに積極的に一般又は一部の者に見せる行為については、本類型の対象とする（例えば、医療法第6条の3第1項など、「閲覧」とあっても「縦覧」と同義で使われている事例もある）。

### 3. 規制の PHASE について

#### PHASE 1 紙・人の介在

①法令等により、対面・書面による「講習」「掲示」「閲覧」「縦覧」が義務付けられているもの、②法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講、証明書等のデジタル発行、閲覧等対象情報のデータによる保存、インターネット利用による公開・縦覧等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が可能か否かが不明確なものを PHASE 1 に位置付ける。

なお、②も対象とする趣旨は、法令等では対面・書面によることが義務付けられていないものの、デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合、運用上は対面・書面が基本とされて新たな技術が許容されない場合があり、様々な技術の活用により対面・書面によらない手続が許容されることを明確にすることが必要と考えられるためである。ただし、不明確であるものの、すでに実運用上、デジタル原則に適合する手段が行政による制約がなく採られているものは、PHASE 2 に位置付ける。

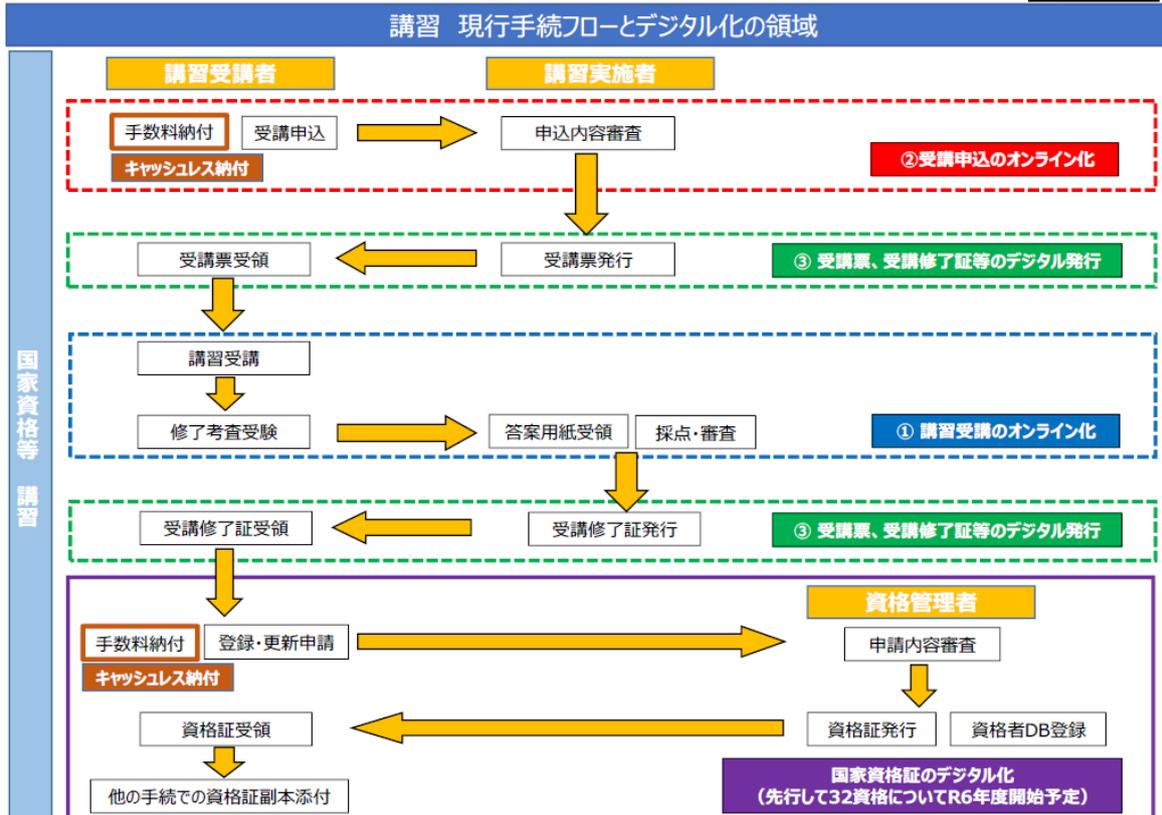
#### PHASE 2 デジタル原則に適合する手段を可とする

少なくとも一部の手続について法令等でオンラインによる手続を明確に許容しているものを PHASE 2 に位置付ける。「許容している」とは、「書面又は電磁的方法により」など対面・書面によることを排除していない規定に基づく規制が行われていることを意味し、全ての手続について電磁的方法によることをデフォルト化しているものは PHASE 3 に位置付ける。なお、申込・申請のオンライン化には、手数料納付のキャッシュレス化を含むものとし、デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討する。

##### (1) 講習

一連の業務フロー（下記資料 1 参照）からおおまかに、①受講段階だけでなく、その前後に②受講の申込段階、③修了証等の発行段階があり、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

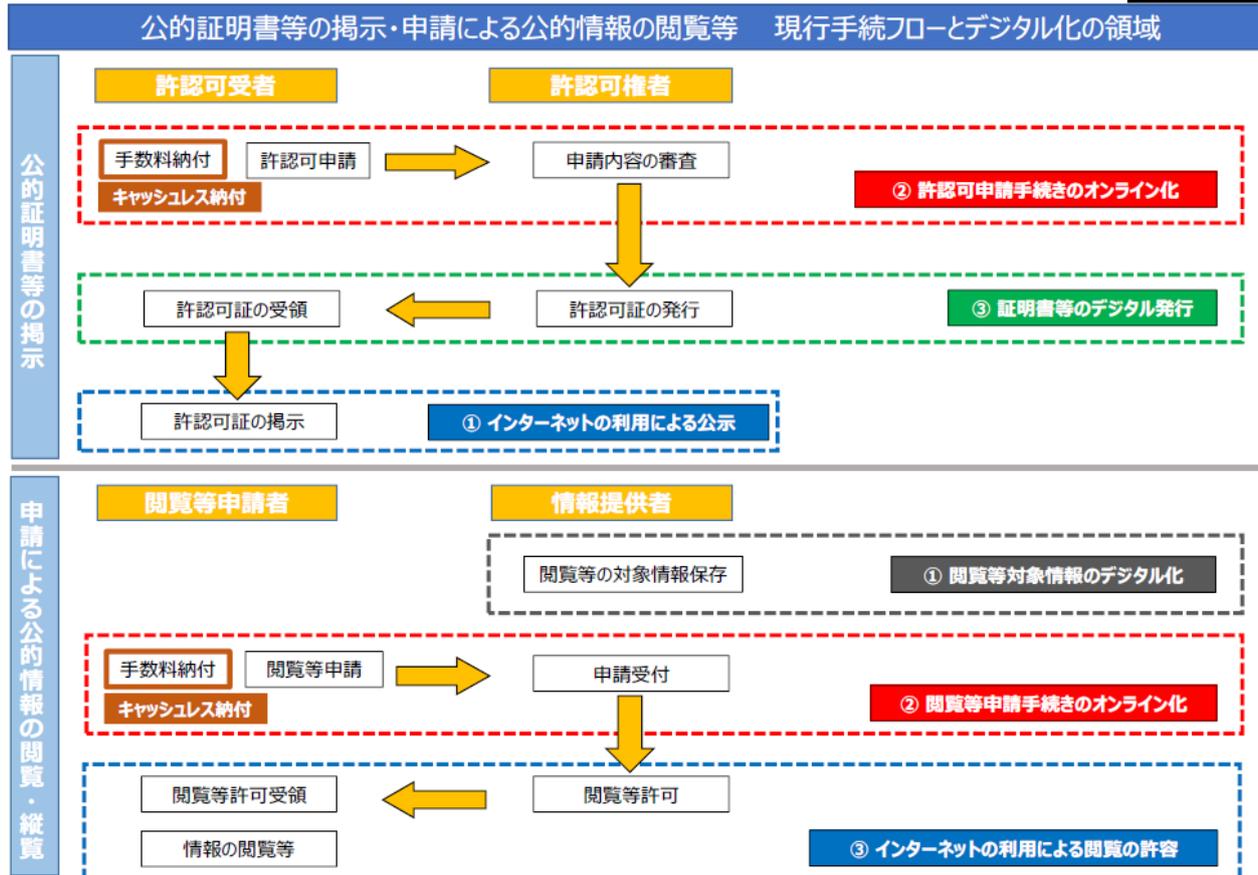
そこで、上記①～③のいずれかのデジタル化（①については少なくとも座学での講習や学科講習のオンライン化）を法令等において可能とし明確化している（複数の講習実施機関があるものについては 1 以上の機関で実装している）ものを、PHASE 2 に位置付ける。（①の明確化例：介護支援専門員更新研修（「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き（令和 3 年 6 月 8 日付け各都道府県介護保険担当主管部（局）あて厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）」でオンラインによる研修を可能とし複数の都道府県等で実施されている。）、一級建築士等定期講習 10 の登録講習機関のうち少なくとも 7 機関でオンラインによる講習受講が行われている。）、危険物取扱保安講習（「危険物取扱者保安講習のオンライン化について（令和 3 年 6 月 23 日付け各都道府県防災主管部長あて消防庁危険物保安室長通知）」でオンラインによる講習を可能とし複数の都道府県等で実施されている。）、②の明確化例：一級建築士等定期講習（10 の登録講習機関のうち少なくとも 7 機関でオンラインでの受講申込が行われており、少なくとも 5 機関で受講料のキャッシュレス納付が行われている。））



## (2) 公的証明書等の揭示

一連の業務フロー（下記資料2参照）からおおまかに、①証明書等揭示・公示段階だけでなく、その前に②証明書等の申請段階、③証明書等の発行段階があり、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

そこで、①について証明書等そのものではなくその記載事項をオンラインにより公示することでも可能とし明確化しているもの（①の明確化例：サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第19条参照））又は証明書等をデジタル発行してそれをオンラインにより公示することでも可能とし明確化しているものをPHASE2に位置付ける。また、揭示対象となる証明書等の申請手続②や発行手続③のオンライン化を可能とし明確化しているものもPHASE2に位置付けて、①～③のいずれかのオンライン化を法令等において可能とし明確化しているものを、PHASE2に位置付ける。



### (3) 申請による公的情報の閲覧・縦覧

一連の業務（フロー上記資料 2 参照）からおおまかに、①閲覧等対象情報の保存段階、②閲覧等申請段階、③閲覧等段階に分かれ、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

そこで、①については閲覧等対象情報そのもののデジタル化、②については申請手続のオンライン化、③についてはインターネット閲覧の許容、これら①～③のいずれかを法令等において可能とし明確化しているものを PHASE 2 に位置付ける。（①の明確化例：農業信用基金協会の定款・事業報告書等の閲覧（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 8 条・第 9 条参照）、食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧（食品衛生法第 39 条第 2 項、食品衛生法施行規則第 44 条参照）

### (4) 公的証明書等以外の情報の揭示、申請によらない公的情報の縦覧・閲覧

一連の業務フローからおおまかに、①揭示・縦覧等対象情報の保存段階、②揭示・縦覧等段階に分かれ、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

そこで、①については揭示・縦覧等情報のデジタル化、②についてはインターネットの利用による公開・縦覧等、これら①・②のいずれかを法令等において可能とし明確化しているものを PHASE 2 に位置付ける。

①・②両方の明確化例：住宅宿泊仲介業者約款の公開（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第 36 条参照）、都市計画案の縦覧（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 11 条参照）、金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧（金融商品取引法第 46 条の 4、金融商品取引業等に関する内閣府令第 174 条の 2 参照）

### PHASE 3 デジタル完結・デフォルト化

少なくとも一部の手続についてデジタル原則に適合する手段が明確化されているものを PHASE 2 に位置付けているが、全ての手続についてデジタル原則に適合する手段が明確化され、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に位置付ける。具体的には以下のとおりである。

(1) 講習

申込段階から受講段階、修了証等の発行段階に至るまでデジタル完結し、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に位置付ける。

(2) 公的証明書等の掲示

証明書等の申請段階から発行段階、掲示・公示段階に至るまでデジタル完結し、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に位置付ける。

(3) 申請による公的情報の閲覧・縦覧

閲覧等対象情報の保存段階から閲覧等申請段階、閲覧等段階に至るまでデジタル完結し、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に位置付ける。

例えば、閲覧等段階について、PHASE 2 はインターネットによる閲覧を「許容」するものであり、書面等による閲覧を排除していないため、情報提供者が物理的な方法のみで閲覧させることとした場合、申請者はインターネットによる閲覧ができないこととなる。

そのため、物理的な方法により閲覧に供する場合であっても、あわせてインターネット等の電磁的手段による閲覧手段を義務付けることが望ましく、これを PHASE 3 に位置付ける。

(4) 公的証明書等以外の情報の掲示、申請によらない公的情報の縦覧・閲覧

掲示・縦覧等対象情報の保存段階、掲示・縦覧等段階の両方でデジタル完結し、それが原則になっているものを PHASE 3 に位置付ける。

例えば、掲示・縦覧等段階について、PHASE 2 はインターネットによる公示・縦覧等を「許容」するものであるが、この場合 3 同様に情報提供者が物理的な方法のみによる掲示・縦覧等事務所の掲示板での掲示など）を選択した場合、情報を見たい者が掲示・縦覧等が行われている場所まで移動する必要がある。そのため、物理的な方法による掲示・縦覧等を行う場合であっても、あわせてインターネット等の電磁的手段による公示・縦覧を義務付けることが望ましく、これを PHASE 3 に位置付ける。

## 「常駐・専任」規制の類型化・フェーズ（案）説明資料

「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」（令和3年12月24日閣議決定）には、5つのデジタル原則が定められている。本説明資料は「①デジタル完結・自動化原則」（書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること）に基づき、「常駐・専任」に関する類型化・フェーズ案の確認作業の詳細について説明する資料である。

### ＜「常駐・専任」規制の類型化とフェーズ＞

	①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等） 例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任等		②利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応） 例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専属等	
<b>PHASE 1</b> 常駐・専任規制を課している	<b>類型1</b> <b>常駐</b> ✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること <small>※特定の書に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの</small>	<b>類型2</b> <b>専任</b> ✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること	<b>類型3</b> <b>常駐</b> ✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること <small>※特定の書に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの</small>	<b>類型4</b> <b>専任</b> ✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること
	<b>PHASE 2</b> デジタル技術等による見直し	<b>類型1</b> 常駐義務の見直し 遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和 【先行事例】 ・火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐	<b>類型2</b> 専任義務の見直し 上記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等 【先行事例】 ・工事現場における監理技術者の専任	<b>類型3</b> 常駐義務の見直し オンライン会議システムの活用等による規制緩和 【先行事例】 ・宅地建物取引業を営む事業所における宅地建物取引士の常駐 ・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐
<b>PHASE 3</b> 常駐・専任規制を課していない	<b>類型1</b> デジタル技術の進歩等 上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 【先行事例】 ・自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐 ・特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任		<b>類型2</b> デジタル技術の進歩等 上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃	

### 1. 背景

常駐、資格者の配置（専任等）や拠点の設置などは、デジタル化した業務の実施には大きな障壁となることがあり、広域的な事業展開やテレワーク等が阻害される。特に、テレワークが普及した現代においては少なくとも常駐義務の撤廃の必要性は高く、また遠隔管理等の技術開発により生産性が高まっている分野においては兼任や外部委託も認められるべきである。

現時点では、既にオンラインでの情報連携の実施等により、人員の配置を行うべき場面は限定されることが考えられる。例えば、従来、一定規模以上の火力発電所については構内における技術員の常時監視が求められてきたが、2020年度にIoT技術等の活用により構外からの適切な監視が確保される場合には遠隔化を可能とすべく、火力発電所における常時監視制御を遠隔化するための包括的な環境整備が行われた。

資格保有者の営業所等への必置義務としては、建設工事現場において施工管理を行う主任技術者（建設業法）、運行管理者（貨物自動車運送事業法）、旅行業務取扱管理者の配置（旅行業法）等があげられる。特に、特定の職務への従事や事業所への所属等について、兼任を禁止して専らその任にあたる専任規制は、ビデオ会議等による生産性の向上等に鑑み、緩和・撤廃の検討が必要である。

## 2. 「常駐・専任規制」の定義

「常駐・専任」規制は、人を特定の場所へ常時配置または別の場所での仕事の兼務を禁止することを課している規制である。対象となる文言は、「常駐」「専任」「選任」などがあげられる（それ以外でも人の配置を義務付ける法令等は対象となる）。

なお、「選任」（人材を選んでその任務に就かせること）には、取締役の選任、代表取締役の選定など、単に役職を指定するもの等も含まれるが、今回の見直しの対象になるのは、「選任」のうち、下記に詳述する「常駐」又は「専任」を求めているものに限るものとする。

具体的には、以下のように類型化する。

### (1) モノへの対応、人への対応による類型化

第一に、規制の対象となる業務が、主として、①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための業務主にモノへの対応か、②利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うための業務主に人への対応）かにより分類する。

両者をともに管理する趣旨で設けられている法令もあるが、その場合は、いずれの業務が主であるかにより分類するものとする（例えば、建設業法の監理技術者の業務（建設業法第26条の4第1項参照）には下請事業者の従業員の業務管理なども含まれると考えられるが、主として建設工事の施工の技術的な管理を行う者であるため、①に分類される）。

### (2) 「常駐」、「専任」規制に類型化

第二に、上記の①②について、それぞれ「常駐」規制か、「専任」規制かに分類する。

ここで、「常駐」は、(物理的に)常に事業所や現場に留まることを求める規制を意味する。

また、「専任」は、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたることを求める規制（1人1現場の紐付け等）を意味する。

このとき、単に法令における文言で判断するのではなく、その解釈や運用について、実質的に分類することとする。例えば、法令上「専任」とのみ規定されている場合であっても、解釈として常駐を求めている法令があれば、この場合は常駐規制に分類される例えば、宅地建物取引士について「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国総動第3号）第31条の3第1項関係第3項において、「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することという。）とされており、これは勤務時間中は当該事務所で勤務することが義務付けられていた点で実質的に「常駐」規制であったと考えられる。なお、令和3年7月に同ガイドラインを改正し、ITの活用等により宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合も含むとされ、常駐を求めていないと考えられる。）。

## 3. 規制の PHASE について

上記で分類した常駐規制、専任規制について、それぞれ以下の PHASE に分けて考える。

### PHASE 1 常駐・専任規制を課している

法令等において「常駐」「専任」を明記、あるいは法令には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているものをいう。

### PHASE 2 デジタル技術等による見直し

常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用等され、規制が緩和や合理化されていることが法令等

で明確化されているものを意味する。例えば、モノへの対応のための常駐規制であれば、遠隔監視装置や監視カメラ等の利用が技術的に可能となっていることに鑑み、一定の条件を付しつつ常駐規制を緩和したものがあげられる（例えば、サービス付き高齢者向け住宅の有資格者が緊急通報装置を利用し夜間の常駐を不要としている措置を日中にも拡充することを検討しているものがある）。

また、専任規制については、一定の条件を付しつつ兼任を一部許容したものがあげられる（例えば、類型2における専任義務では、電気主任技術者が現場に2時間以内に駆けつける義務について、スマート保安技術の活用を前提とした見直しの検討が進んでいる。また、類型4における専任義務では、産業医について「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」（基発0331第4号。令和3年3月31日）により、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについての考え方及び留意事項が示されている）。

その他、専任される者の資格要件を見直しした場合等、何らかの形で見直された事例はPHASE2に位置付けられるものとする。

なお、「見直し」について、過去の見直しを広く含めるものとするが、現在のデジタル技術の進展を反映できていない規制も存在すると考えられるため、さらなる見直しが可能か否かを検討する必要がある。

### PHASE 3 常駐・専任規制を課していない

常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていないものを意味する（例えば、封印取付け責任者について「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）において、封印取付け責任者が常駐することを義務付けていたが、令和3年8月に同通達を改正し、当該規定を削除する見直しを行った）。

その他、そもそも常駐・専任規制が完全に課されていないものは、PHASE3に位置付けられるものとする。

なお、過去に常駐・専任規制が課されていたがデジタル技術等の活用を踏まえて完全に当該規制が撤廃された事例があれば共有いただきたい（過去5年以内の事例）。

#### （参考契約的要素に基づく規制（「常勤」規制）

以上については、物理的な常駐や専任を求める規制であるが、物理的な常駐・専任規制の中にも、併せて契約的な観点から規制を課しているものがあると考えられる。そうした物理的、契約的双方の要素に基づく規制については、今後、双方の観点から見直しが必要になる可能性もあるため、契約的要素に基づく「常駐・専任」規制をここで紹介する。

契約的要素に基づく規制とは、選任される者と事業者・企業との間の契約形態として、雇用契約が求められるか（常勤が求められるか否かも含む）、外部委託が許容されているかという雇用契約による縛りを意味する（例えば、指定介護老人福祉施設の従業員について「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」では、生活相談員は、常勤の者でなければならないとされており、契約的要素に基づく常駐規制にあたると思われる）。テレワークが普及した現代においては、常駐・専任義務の撤廃の必要性が高いだけでなく、遠隔管理等の技術開発により生産性が高まっている分野においては、兼任や外部委託も認められるべきであると考えられる。

今後、物理的要素と契約的要素の両者の要素が、一つの「選任」といった文言の解釈として重複して求められている規制については、両要素の観点から規制の見直しに取り組む可能性がある点にご留意いただきたい。